

News Release

地域経済活性化支援機構

2013年12月2日

「せとみらいキャピタル株式会社」に対する 特定専門家派遣の決定について

株式会社地域経済活性化支援機構(以下「当機構」という。)は、11月29日、株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)第32条の4第3項の規定に基づき、せとみらいキャピタル株式会社※に対して特定専門家派遣をする旨の決定を行いましたので、お知らせいたします。

※せとみらいキャピタル株式会社の概要は、別紙のとおりです。

本件は、当機構が資本参加していないファンド運営会社に対して、当機構の専門家を派遣する初の取組みとなります。当機構が派遣する専門家は、せとみらいキャピタル株式会社の運営する「せとみらいファンド」による事業再生支援業務について助言等を行います。

当機構は、特定専門家派遣を通じ、当機構に結集されたノウハウを提供することにより、地域における事業再生等支援の担い手である金融機関等の支援能力の向上に寄与し、地域において自律的かつ持続的に事業再生・活性化が行なわれるよう、引き続き努めてまいります。

以上

〈お問い合わせ・ご相談の連絡先〉

地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0310

地域活性化オフィス：TEL 03-6266-0380

別 紙

○せとみらいキャピタル株式会社の概要

所 在 地 : 広島市中区

資 本 金 : 10 百万円

(株)ルネッサンスキャピタルグループ(80%)と日本政策投資銀行(20%)が出資)

設 立 : 平成 24 年 11 月

代 表 取 締 役 : 小布施 敦士

事 業 内 容 : せとみらいファンドの運営

(参考)せとみらいファンドの概要

項 目	概 要
ファンド総額	32 億円
出 資 者	広島銀行、もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、両備信用組合、備後信用組合、日本政策投資銀行、せとみらいキャピタル(株)
設 立 日	平成 24 年 12 月 1 日
期 間	5年(2年の延長可能)